

## あおば事務所のお知らせコーナー

No.132 代表社員 阿久津 渉

## ○育児・介護休業法が改正されました

～育児・介護休業法

平成 29 年 1 月 1 日より、育児・介護休業法が改正されました。重要な改正が多くありますので、要点を絞って簡条的に紹介致します。ご案内する際は出来るだけわかりやすい表現を心がけておりますが、今回は重要な改正点が多く、噛み砕いてお伝えすると入りきらなくなってしまう為、やや固い表現を使いながら端的にご案内させていただきます。

- ①介護休業の取得回数の制限の緩和（93 日を上限に 3 回まで分割取得が可能へ）
- ②子の看護休暇・介護休暇の取得単位の変更（1 日単位⇒半日単位の取得が可能へ）
- ③介護を行う社員が請求した場合、所定外労働を免除（残業の免除制度の新設）
- ④介護を行う社員に対する短時間勤務等の利用期間の見直し（介護休業とは別に 3 年の間で利用が可能へ）
- ⑤育児・介護休業を請求できる有期契約社員の範囲拡大
- ⑥育児休業など、制度を利用したことによる不利益な取扱いを防止するための取り組みが義務化（相談窓口の設置など）

今回の改正により就業規則（育児・介護休業規程等）の見直しが必要となる場合がございます。実際の運用方法など制度の詳細につきましてはあおば事務所までご相談ください。

## ○社会保険の総合調査が実施されています

～健康保険&amp;厚生年金保険

近頃の行政は、社会保険について定期的に加入漏れがないかの調査を実施しており、各企業に対して 3～4 年に一度は調査を実施することを表明しております。調査はもちろんあおば事務所で代行することができます。

念のため社会保険の加入要件は次のとおりです。フルタイムの社員に比べて①1 週の所定労働時間が 3/4 以上かつ ②1 ヶ月の所定労働日数が 3/4 以上となっています。このどちらにも該当する場合は社会保険に加入する方となります。

## ○キャリア形成促進助成金

～助成金

キャリア形成促進助成金は、従業員に対してスキルアップを目的とした研修を行った場合に受けることのできる助成金です。例えば営業社員にコミュニケーション能力向上研修、管理職にリーダーシップ研修などが該当します。外部研修はもちろん、社内での研修も対象になる場合がありますので上記のような研修を行っている、またはこれから実施したいとお考えの事業所様は是非ご相談ください。

<受給のための主な要件>

- ① O F F - J T (座学)により実施される訓練であること
- ②総訓練時間が 20 時間以上あること

<受給額>

経費の助成・・・訓練に要した費用の 1/3（環境・健康の事業、I T、介護、運輸業等に該当する会社は 1/2）

賃金の助成・・・受講時間 1 時間当たり 400 円（環境・健康の事業、I T、介護、運輸業等に該当する会社は 800 円）

## ○あおば事務所に新しいスタッフが加わりました

～ご報告

平成 29 年 1 月よりあおば事務所に新しいスタッフが増えました。高地智子（こうちさとこ）。穏やかで温かい人柄です。社労士事務所での勤務経験がある即戦力です。どうぞよろしくお願い申し上げます！

社会保険加入の顧問先様 社会保険の随時改定（いわゆる月変）に関して、基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与（手当等）に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようご協力お願い申し上げます。

65 歳以上の方の雇用保険の手続きについてこれまでは 65 歳以上で新規に採用される方については雇用保険に加入することが出来ませんでしたが、平成 29 年 1 月 1 日から加入の対象となります。現在 65 歳以上の方（週の所定労働時間が 20 時間以上）で雇用保険に加入していない方がいましたら手続きが必要になりますので、あおば事務所までご相談ください。

社会保険労務士法人あおば労務経営事務所

Tel 048-592-0475 Fax 048-592-0590

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾 6-6-1

e-mail: akutsu@aobaroumuoffice.com（阿久津直通）

URL http://aobaroumuoffice.com/

mado@aobaroumuoffice.com（事務手続き用）